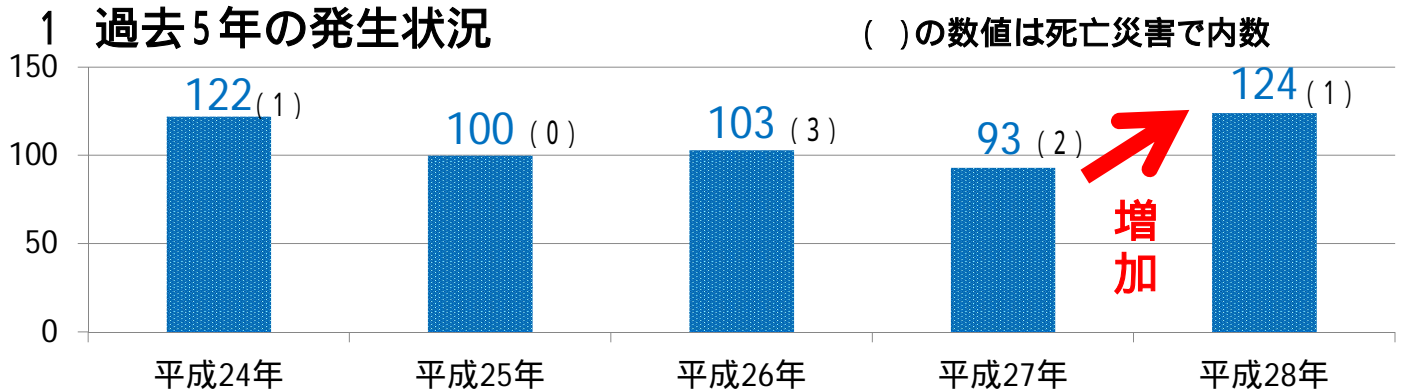


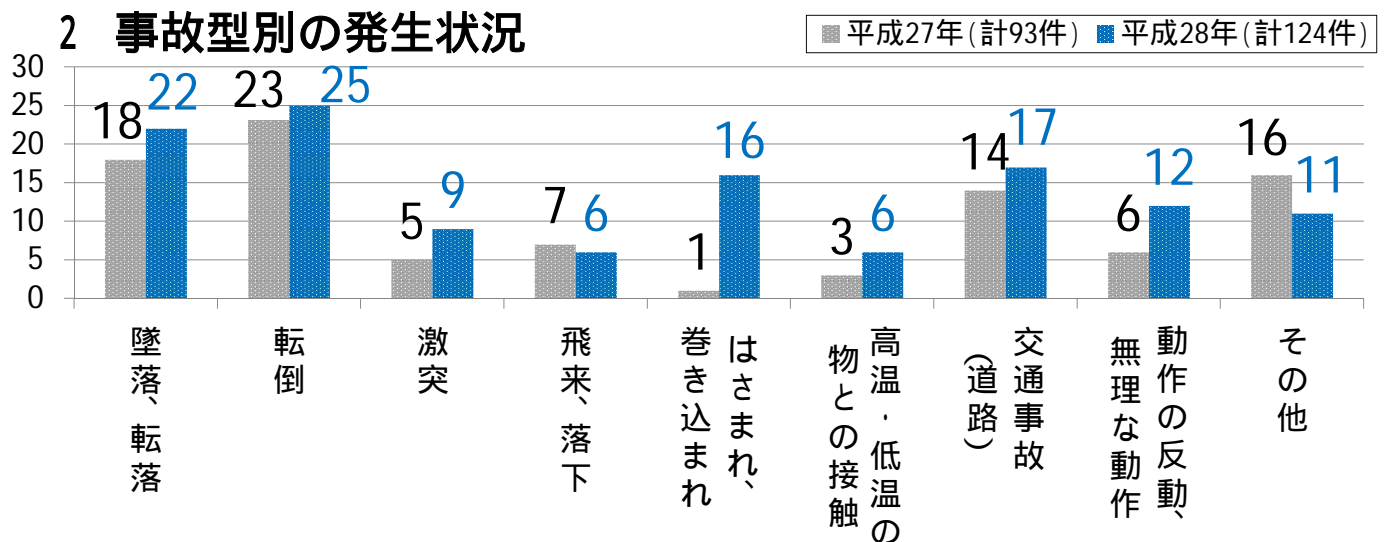
ストップ 労働災害！

徳山労働基準監督署管内で**労働災害が前年比33.3%増**

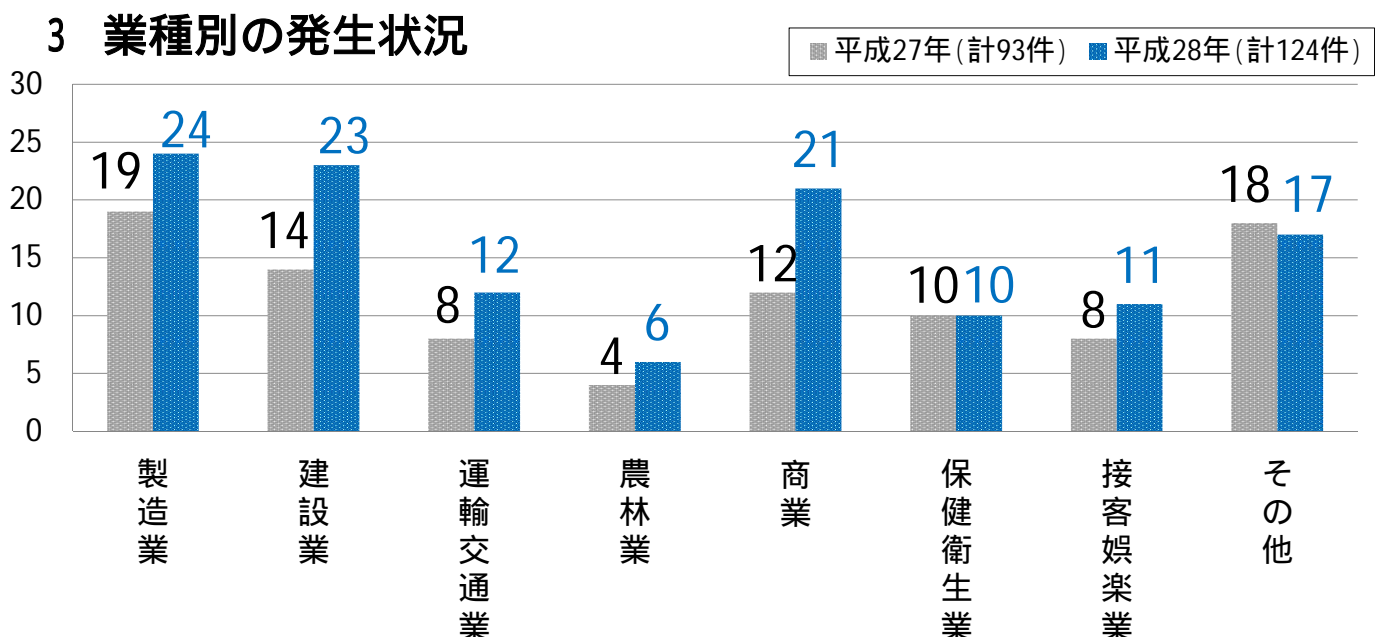
(労働災害件数は休業4日以上の死傷災害)



・減少傾向から増加に転じ、平成28年は**過去5年で最多の発生件数**となっています。



・**転倒が一番多く25件発生。はさまれ・巻き込まれが前年に比べ激増**しました。



・**建設業、運輸交通業、農林業、商業で前年より50%以上増加**しています。

<平成28年の災害発生状況を踏まえた取組について>

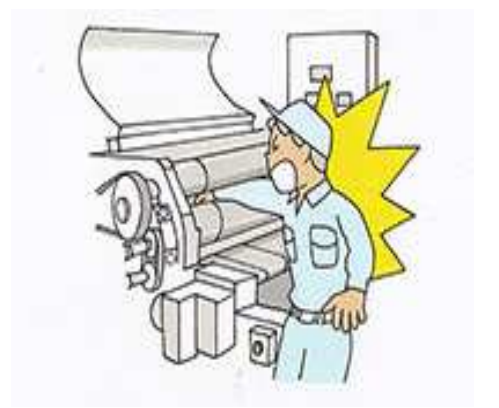
1 はさまれ、巻き込まれ災害

機械を止めずに掃除や調整等を行い（法令違反行為です）、回転部分に手や腕を巻き込まれる災害が後をたちません。

面倒がらずに、機械と競争せず、機械を確実に止めて行ってください。

また、荷の落下で手足を挟まれる災害も目立ちます。荷の確実な保持や、荷の落下のおそれのある範囲に入らないことを徹底してください。

業種別では、全16件中、製造業で8件、建設業で6件発生しています。



2 転倒災害

全25件中、障害物でつまづいたものが13件ありました。通路の整理整頓を徹底してください。段差のある箇所の注意表示や、毎朝数分程度の転倒予防運動も効果的です。

年齢別では50歳以上で19件発生し、業種別では第三次産業（小売業、清掃業等）で18件発生しています。



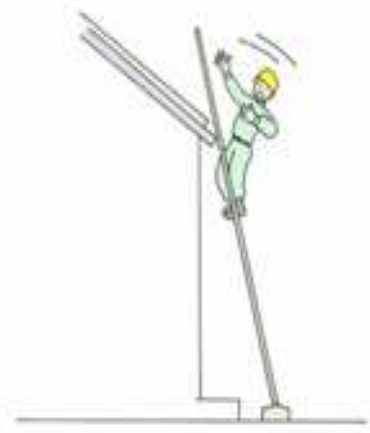
3 墜落、転落災害

全22件中、14件が高さ3m以下の箇所（脚立、はしご、トラックの荷台等）からのもので、うち7件が高さ2m未満のものでした。

「1mは一命取る」です。法令適用のない高さ2m未満の作業箇所でも油断せず、安全な作業床を設けるよう努めてください。

また、はしごは固定して使用してください。（固定しない使用は法令違反です。）

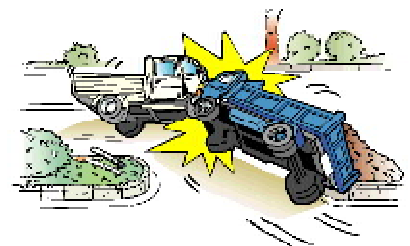
階段を下りる時の転落が4件発生しています。急ぐときほど、あせらない通行をお願いします。



4 交通事故（道路）災害

全17件は全て自動車等の運転中で、前方不注意等の自過失的なものが13件発生しています。

わき見運転をしない、法定速度を守るなどの安全運転をお願いします。



5 最後に

防毒マスクの着用や機械を止めて清掃するなど、作業ルールを定めていても、それが徹底されずに被災されるケースが見られます。

作業ルールを守ることは、痛ましい労働災害防止のため必要なコストであることを認識いただき、安全にお仕事を行っていただきますよう、お願いいたします。